

令和7年度第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和7年4月22日（火） 10:00～11:02

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

1 開 会

進行

- （開会宣言）ただ今から、令和7年度第1回宮城県教科用図書選定審議会を開会する。

2 教育長挨拶

進行

教育長挨拶
（代 副教育長）

- 開会にあたり、宮城県教育委員会 佐藤靖彦教育長が挨拶を申し上げる。
- みなさんこんにちは。副教育長の千葉です。佐藤教育長から挨拶を預かっているもので、代読させていただく。

このたびは、令和7年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことに、厚くお礼申し上げます。

本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うに当たり、御意見を伺うものである。

教科書は、学校教育の中で、主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で大変重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択においては、関係法令に基づき、適正かつ公正に行われることが極めて大切である。

併せて、採択権者の判断と責任により、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対しての説明責任を果たす必要があり、教科書採択の公正性、透明性の確保が強く求められている。

県教育委員会としては、改めて教科書採択に係る法令や通知等を踏まえ、教科用図書の持つ意味の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう、市町村教育委員会あるいは特別支援学校と共に万全を期していく。委員の皆様の御理解と御協力をお願いする。

今年度は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準等について、御審議をいただくことになる。

今回、委員の皆様に御審議いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区協議会あるいは、特別支援学校において調査・研究がなされ、教科書の採択が行われる上での拠り所となるものであり、重要な意味を持つものと考えている。

委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げ、挨拶とする。

進行
事務局

3 会議の公開について

- 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。
- 審議会の公開について説明する。

資料1ページに記載のとおり、情報公開条例第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。

ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の会議の内容は、特別支援学校及び特別支援学級において、令和8年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく、教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えます。

ただし、委員の皆様の所属や個人名等については、公開されると、外部からの働き掛けが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正もしくは円滑な審議が阻害され、執行に支障が生ずると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないことが適当であると考えています。

また、5月19日に予定されている第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの図書の特徴等について、具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が適当と考えています。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影など等、委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は、議事については非公開』が適当である」と考えています。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、公開することが適当であると考えています。以上、御審議いただきたい。

進行

- ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。

あれば挙手をお願いしたい。3番委員、何かあるか。

江崎委員

- 事務局案でよろしい。

進行

- 13番委員はどうか。

菅原委員

- 事務局案でよい。

<委員賛同>

進行 ○ 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は、議事については非公開」とする。これで会議の公開についての審議を終わる。

4 委員長及び副委員長選出

進行 ○ 委員長、副委員長の選出に移る。当審議会の規程では、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間、どなたかが仮議長になり、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。

佐藤委員 事務局一任

事務局 ○ 事務局一任という声があったので、事務局から申し上げる。

○ 9番委員に仮議長をお願いしたい。

仮議長 ○ 委員長、副委員長選出の仮議長を務めさせていただく。どなたか、推薦願いたい。

樋川委員 ○ 委員長には幅広い視点から審議会全体の運営に当たっていただけるよう、15番委員を御推薦申し上げる。

副委員長には、学校教育全般にわたり識見の高い、17番委員を御推薦申し上げる。

仮議長 ○ ただ今、推薦をいただいた、委員長に15番委員、副委員長に17番委員をお願いしてよろしいか。

<委員賛同>

仮議長 ○ それではよろしくをお願いしたい。これで私の務めを終わらせていただく。

進行 ○ 15番委員、17番委員には、委員長席、副委員長席に御移動願いたい。

○ 委員長から一言挨拶をいただく。

委員長 ○ 推薦をいただいたので、委員長を務めさせていただく。いろいろと至らない点があるかと思うが、どうぞよろしくお願いしたい。

今年度は特別支援学校、特別支援学級用の教科用図書の採択について御審議をいただくことになるが、委員の皆様におかれては御多用のところ、また時間の限られているところではあるが、どうぞ御協力をいただきたい。簡単ではあるが、私からの挨拶とさせていただきます。

5 諮問

進行 ○ それでは、委員長及び副委員長に、当審議会において御審議いただく事項について諮問する。

副教育長 ○ 諮問

令和8年度使用教科用図書の採択について（諮問）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律昭和38年 法律第182号第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求める。

特別支援学校及び特別支援学級において、令和8年度に使用する教科用図書（学校教育法の規定に基づく教科用図書）の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

○ 理由書

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択は、4年ごとに行われ、今年度は、令和8年度から使用される、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に基づく教科用図書、いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度採択基準が審議されている。よって、本年度においても、令和8年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。

このような状況を踏まえ、公正で適正な教科書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問する。本市議会で審議をよろしく願いたい。

進行

- 審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。以後、審議に入るが、審議会規程により、審議会の議長は委員長に務めていただく。
なお、副教育長は他の公務のため退席させていただく。

6 審議 （1）諮問事項について

委員長

- それでは、審議の（1）の「諮問事項について」の審議に移る。はじめに、事務局から説明があれば願います。

事務局

- 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について簡単に説明する。資料3ページを御覧いただきたい。図1にあるように、小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。

一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することになっている。これらのことから、表1にあるように、令和7年度は、小学校及び中学校用の教科用図書の採択とはなっていない。そのため毎年度採択の特別支援学校及び特別支援学級で令和8年度に使用する教科用図書の採択となる。

資料4ページを御覧いただきたい。これは市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用

する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により採択にあたっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、5ページにあるように六つの地区に分かれている。

6ページと7ページを御覧いただきたい。6ページは県立中学校の採択の流れ、7ページは県立特別支援学校小中学部の採択の流れを表したものである。県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に資料の8ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

採択に関する県教育委員会の任務については、第10条にあるように、「県教育委員会は義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に対し、計画し、実施するとともに市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行う」義務を有することが法律に定められている。

また、教科用図書選定審議委員会の設置については、第11条に、「県教育委員会は指導助言または援助を行おうとする際、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では10ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、11ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて別紙1を御覧いただきたい。令和8年度使用教科用図書の採択事務日程について説明する。本日は第1回の審議会となる。県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5月7日・8日・9日の3日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。

5月19日第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に5月30日に委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申をもとに、教科用図書の採択基準や選定資料を、市町村教育委員会、及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて採択地区協議会

を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月1日から7月31日までのいずれかの日の14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については、別日程になっている。6月から7月にかけて、特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て、県教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙2の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。

この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や、各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、適正かつ公正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

なお、「第2期宮城県教育振興基本計画」については、新学習指導要領の実施や教育機会確保法に基づく児童生徒への支援、教育DXの推進などの、計画期間中に生じた状況変化に対応するとともに、本県の課題である学力、体力、運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の充実・強化を図るために中間見直しを行い、令和6年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」を策定している。基本方針の「2」に示されている「目指す姿」は、改訂版の内容を受けたものであると押さえている。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

○ それでは今の説明にあった教科用図書選択基準の策定資料、その他、指導

助言等に関する事項について審議をお願いする。

諮問事項 一般図書

委員長

○ 採択基準について説明をお願いする。

＜採択基準案を配布＞

事務局

○ それでは、説明させていただく。別紙3を御覧いただきたい。御審議いただく、「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、令和8年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げる。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（2～3冊実際に見せる）絵本や図鑑などである。

これらの本は、街の書店で通常売られている本なので、「一般図書」と呼ばれている。

なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準でこれに基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表現と体裁等に関すること」を示している。

今回、「4 表現と体裁等に関すること」について変更点があるので、御説明申し上げます。令和6年度の審議会において、4の（3）の「色彩、印刷は鮮明で見やすいか」の部分に関して、「発達障害の特性には、視覚的な認知の問題として、鮮明であることがかえって認知しにくい場合がある。」との御意見をいただいた。そこで、この点に関して検討し、「色彩、印刷は見やすいよう配慮されているか」と変更した。御審議をお願いする。

委員長

○ 説明にあった一般図書採択基準について、それぞれ「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの項目について基準として適切であるかどうか確認してまいりたい。

○ 「内容に関すること」について、いかがか。

- | | |
|------|---|
| 委員長 | ○ 1 番委員いかがか。 |
| 樋川委員 | ○ きちんと必要な事項が網羅されているので事務局案でよい。 |
| 委員長 | ○ 2 番委員いかがか。 |
| 福田委員 | ○ 特別支援学校、特別支援学級の子供のことを考えた場合、特に将来的に自立していくこと、社会参加、親元から自立すること、自分で社会に参画していけることが、非常に大きな課題だと思う。その部分がしっかり触れられており、適切である。 |
| 委員長 | ○ 3 番委員いかがか。 |
| 江寄委員 | ○ 2 番委員と同様に、自立と社会参加、様々な体験活動という特別支援教育に必要な要素が含まれており、事務局案でよろしい。 |
| 委員長 | ○ 4 番委員いかがか。 |
| 佐藤委員 | ○ 様々な体験活動を促すことで、将来のある子供たちにとって、その体験から学ぶことがたくさんあるので、促すという表現があるとともに、自己を生かす生き方や進路を考えるという将来の自立生活を念頭においた内容を網羅しているということが明記されているのでよろしい。 |
| 委員長 | ○ 内容に関してはこの 5 点で適切であるということにさせていただく。 |
| | ○ では「組織と配列に関すること」について 5 番委員いかがか。 |
| 杉浦委員 | ○ 組織と配列に関することについては、学習内容のまとまりがとても大事になってくる。(1)の中に組織的、系統的に配列されているということが明記されている点でよろしい。内容と分量についても、適切な量というのが必要になってくる。(3)の季節や行事等との関連が考慮されているかという点については、現在各校で行われている教育課程との関連が図られている点で適切である。(4)については、一人一人の地域での生活をしっかり支えるような内容が必要であるので適切である。 |
| 委員長 | ○ 6 番委員いかがか。 |
| 畠山委員 | ○ 特別支援学級の子供は繰り返しの学習がとても大事である。内容が組織的、系統的に配列され、それを繰り返し学ぶことで学習の効果が上がる。どの項目についても繰り返しの学習にも対応していてよろしい。 |
| 委員長 | ○ 7 番委員いかがか。 |
| 松平委員 | ○ 特別支援学校は、平仮名がなかなか読めなかったり、理解できなかったりする児童生徒が多く在籍している。また、学習指導要領では教科的なねらいを意識して学習を進めるなど、教科的な要素が今後多く含まれてくることを考えると、内容が組織的、系統的に配列されることは、発達段階においてもいろいろと学ぶ上での効果が得られるのではないかと。そして、自由に体験活動ができない子供たちも多いので、季節や行事が関連するところは非常に良い。 |

- | | |
|-------------|---|
| 委員長
浅野委員 | ○ 8番委員はいかがか。 |
| | ○ 障害種別によってより適した図書の採択が必要である。子供たちによっては、身に付く速度の時間が違い、積み重ねによって少しずつ分かっていくということもあるので、(1)から(4)までよろしい。 |
| 委員長 | ○ 組織と配列についても、事務局案でよいという意見なので、これで進めていく。 |
| | ○ 次に「学習と指導に関すること」についてご意見をいただく。9番委員にお願いする。 |
| 大枝委員 | ○ 特別支援学校、特別支援学級ともに子供たちの実態差が大きいため、それぞれのニーズに合わせた指導が必要である。(1)から(5)それぞれ必要なことが網羅されて記載されており、事務局案のとおりでよろしい。 |
| 委員長
佐藤委員 | ○ 10番委員いかがか。 |
| | ○ 個々の児童生徒の学びの保障という点で(1)の障害の状態、それから(3)の興味や関心など、個々の学びの点から考えていてよろしい。 |
| 委員長
鎌田委員 | ○ 11番委員いかがか。 |
| | ○ 子供たちの状態、特性をみたとき、(1)で触れられていてよろしい。(3)は、主体的・対応的で深い学びを促すために、学習指導要領の趣旨に沿っている部分も記載されており、(1)から(5)の内容でよろしい。 |
| 委員長
小松委員 | ○ 12番委員いかがか。 |
| | ○ 特別支援教育の趣旨にも合致している。11番委員からも(3)のところで主体的・対話的で深い学びを促すと表現があり、学習指導要領で求める学びの姿が特別支援教育でも必要であるというところが明確にされているのでよろしい。 |
| 委員長
菅原委員 | ○ 13番委員いかがか。 |
| | ○ 他の委員と同様の意見である。学習指導要領と合致しているのでよろしい。 |
| 委員長
副委員長 | ○ 他の委員はいかがか。 |
| | ○ 採択基準は、小学校及び中学校の教科書とある程度文言をそろえて作ってきたと思う。改めて9条本についてみると、先程本の例を示していただいたように、書店で売られている一般図書となる。一般図書のほとんどが対象としては乳児、幼児向けに作られているものである。一部障害児向けの本もあるが、これまで採択された本を見ると、ほとんど一般の幼児向けの本が多かったと思う。そうすると、そもそもその絵本の出版社又は著者は、学習指導要領を見て作っているわけではない。ここの採択基準の文言が、そのまま正しく表現しているのかどうかを確認する必要があるのではないか。例えば、1の内容に関することでは、学習指導要領に示されている目標を、出版社や |

	著者は考えていないと思うので、この文章でよいのか。義務教育段階にある子供たちのために採択していくわけなので、学習指導要領との関連を考えながら確認していく必要がある。そのため、文章表現を例えば「学習指導要領に示されている目標を達成するために活用可能なのか。」という表現にしないと選ぶ図書の性質と合わないのではないかと懸念される。全て書き直す必要はないが、学習指導要領と照らし合わせる必要がある部分の記載は、少し表現を変えた方がよろしいかと思う。例えば、3の学習と指導に関することでは、主体的・対話的で深い学びはもちろん大事だが、ほとんどの9条本は主体的・対話的で深い学びを促すように著者が作ったとは思えない。そのため、「主体的・対話的で深い学びを促すために活用可能か。」というような表現に変えざるを得ないのではないか。安易に小学校、中学校の採択基準と合わせるのではなく、表現を所々検討していただき、再検討をお願いします。
事務局	○ 今いただいた意見について事務局で検討し、改めて検討した結果をお示しする。
委員長	○ 委員長、副委員長にお示ししてそれでよろしいか、お諮りしたい。
	○ 委員長、副委員長にお示ししてそれでよろしいか。
	(全員) よい。
島貫委員	○ では続けて、4の表現と体裁について、14番委員にお願いします。
	○ 昨年度から「見やすいように配慮されているか」と修正したということで、発達障害の中の視覚的な認識の問題ということで適切だと思う。(5)の安全や環境に配慮されているかという点で、安全という言葉が特別支援教育においても大切なことだと考えるので、事務局案に異論はない。
委員長	○ 18番委員いかがか。
畑山委員	○ この文言に関しては特に問題はない。ただ、先ほど副委員長からあったように、特別支援学校に通っている保護者の方といろいろ話をするが、適切な教科書、教本というところで、幼児っぽいような内容ではないかという意見も確かにある。保護者の方からそういった声は実際に入っていると思う。2の組織と配列について、季節と行事では児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるかという点に関して、その地域でいろいろと課題や生活環境が違うため、教科書プラスその地域に合ったいろいろな育成会などの会があるので、そういったところの意見等を聞き、教本という形ではないが、実際の地域に合った内容に考慮して選定していくことが必要ではないかと考える。
	○ 19番委員いかがか。
委員長	○ 1から3までの内容に関することとても重要だと思うが、表現と体裁等に関すること、昨年度より修正をいただいた見やすさや手に持ってみて、子供たちが興味を示すような本が学校内にあると、興味・関心を持って自分
高城委員	

委員長
永野委員

から積極的に本を手取るような形が好ましいかと思う。この採択基準も重要視していただけたらと思う。

○ 20 番委員いかがか。

○ 表現と体裁等に関する事で、1 番目に表記、表現が適切であるかということがある。やはり分かりやすい表現、表記というのがとても大事だと思うし、(3) (4)にあるように活字の大きさ、あるいは図表等の大きさは、親しみや魅力を感じることにもつながっていくと思う。放課後等デイサービス等では、毎日音の出る絵本を楽しみに見ている利用者がいる。すでに頭に入っていると思う曲でも、毎日聞いている。そういった意味では、多様な感覚を刺激することもとても大事なことで、先ほど例に示していただいたような本も大事と思っている。

委員長
事務局
委員長

○ 事務局から何かあるか。

○ 特にない。

○ 表現の修正については委員長・副委員長に確認する。全体を通して何かあるか。16 番委員何かあるか。

金田委員

○ 1 から 4 まで委員の御意見を伺って、文言の特徴から学習指導要領に照らし合わせて、様々にこの一般図書の特徴も生かしながら、本を選んでいけるようなバランスのよい基準になっていると考える。特に、4 のところでも話が合ったように、児童生徒が親しみや魅力を感じ、そして様々な音声や光などの多様な感覚を活用できるというところが、この一般図書の魅力であると考えてるが、それを生かしながらも、4 の(1)や(3)、(4)、(5)のような観点から、児童生徒の特性、地域の特性、そして社会とのつながり等を多角的に検討しながら選ぶことができる基準となっていると考えたので、事務局案でよろしい。

委員長

○ この採択基準でよろしいか。修正の部分については、この後委員長、副委員長で責任をもって検討していただく。よろしければ、この採択基準を基に、専門委員会で選定資料を作成ということでもよろしいか。

<委員同意>

委員長

○ では、これで諮問事項についての審議を終える。

○ なお、審議会規定第 4 条で「専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事する」とあるので、本日の内容を事務局から伝えていただくようお願いする。

6 審議(2)その他

委員長

○ 審議事項 2 「その他」について、何か御意見はあるか。

<意見無し>

委員長	○ これについては特にないようなので、事務局にこれからのことについてお願いします。
事務局	○ 「第2回選定審議会の日程」についてお諮りする。事務局としては、次の会を、5月19日（月）午後1時30分から午後3時30分まで、本日と同じ会場で、開催させていただきたいが、いかがか。 ○ なお、当日は、教科用図書の見本を審議会中に御覧いただく時間も設定するが、委員の皆様は、出版社ごとの教科書の特徴等を踏まえた上で、選定資料等を御審議いただくことから、審議が始まる前に教科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を設ける。 ○ 見本は、会場となるここ第一会議室を早めに開放し、御覧いただきたいと考えている。詳しい御案内については、後日、郵送にてお知らせするので、よろしくお願いします。
委員長	○ 特に御異議がなければ、次回は5月19日（月）午後1時30分から開催する。（委員同意） ○ 以上で、本日の審議を終わらせていただく。
7 閉会	
進行	○ 本田史郎参事兼義務教育課長が閉会の挨拶を申し上げる。
義務教育課長	○ 本日は、令和8年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について、委員の皆様は大変熱心に御審議いただき感謝申し上げます。今回は、特別支援学校や特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準を審議していただいた。本日頂戴した御意見をもとに事務局で再度検討し、その後、専門委員に確実に伝え、調査研究を進めてまいりたい。 本日、開会の挨拶で副教育長が申し上げたとおり、教科書は学習の主たる教材であり、子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。子供たちの学びの充実に向け、どのような教科書を使わせるかということは、大変重要な意味を持つものである。 次回の審議会では、教科書を直接御覧いただき、専門委員会からの調査報告について御審議いただく。次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜るようお願い申し上げ、閉会の挨拶とする。
進行	○ ここで、事務局より連絡がある。
事務局	○ 本日使用した資料には、審議委員の皆様以外には公開できない資料も含まれている。採択の公正を期すためにも、本日配付した資料及び審議内容や審議中のメモなどについては、公開が可能となる期日までその取扱いに十分御留意いただきたい。
進行	なお、審議会途中でお配りした諮問書の写しと諮問理由書の写しは、持ち

帰らず机上においてお帰りいただきたい。本審議会の性質上、皆様のお名前等の公表は、任期終了後となるのでその点もお願いしたい。

閉 会